

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後																																
<p>追加特約（賠償用）</p> <p>第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>サイバー・情報漏えい事故</td> <td> <p>次のものをいいます。</p> <p>(1) 記名被保険者の IT ユーザー行為（*7）または IT 業務（*8）の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれを除きます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </table> <p>(2) 記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれ</p> </td> </tr> <tr> <td>特定感染症事故</td> <td> <p>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*12）において、介護サービス利用者が「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）を発症したことをいいます。ただし、<u>被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った</u>場合に限ります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義		(略)	サイバー・情報漏えい事故	<p>次のものをいいます。</p> <p>(1) 記名被保険者の IT ユーザー行為（*7）または IT 業務（*8）の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれを除きます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </table> <p>(2) 記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれ</p>	①	他人の事業の休止または阻害	②	磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。	③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生	特定感染症事故	<p>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*12）において、介護サービス利用者が「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）を発症したことをいいます。ただし、<u>被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った</u>場合に限ります。</p>	<p>追加特約（賠償用）</p> <p>第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>サイバー・情報漏えい事故</td> <td> <p>次のものをいいます。</p> <p>(1) 記名被保険者の IT ユーザー行為（*7）または IT 業務（*8）の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれを除きます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </table> <p>(2) 記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれ</p> </td> </tr> <tr> <td>特定感染症事故</td> <td> <p>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*12）において、介護サービス利用者が<u>次のいずれかの感染症</u>を発症したことをいいます。ただし、<u>①に規定する感染症については、その発症について保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた</u>場合に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td><u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）</u></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>新型コロナウイルス感染症（*14）</u></td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義		(略)	サイバー・情報漏えい事故	<p>次のものをいいます。</p> <p>(1) 記名被保険者の IT ユーザー行為（*7）または IT 業務（*8）の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれを除きます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </table> <p>(2) 記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれ</p>	①	他人の事業の休止または阻害	②	磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。	③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生	特定感染症事故	<p>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*12）において、介護サービス利用者が<u>次のいずれかの感染症</u>を発症したことをいいます。ただし、<u>①に規定する感染症については、その発症について保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた</u>場合に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td><u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）</u></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>新型コロナウイルス感染症（*14）</u></td> </tr> </table>	①	<u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）</u>	②	<u>新型コロナウイルス感染症（*14）</u>
用語	定義																																
	(略)																																
サイバー・情報漏えい事故	<p>次のものをいいます。</p> <p>(1) 記名被保険者の IT ユーザー行為（*7）または IT 業務（*8）の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれを除きます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </table> <p>(2) 記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれ</p>	①	他人の事業の休止または阻害	②	磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。	③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生																										
①	他人の事業の休止または阻害																																
②	磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。																																
③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生																																
特定感染症事故	<p>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*12）において、介護サービス利用者が「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）を発症したことをいいます。ただし、<u>被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った</u>場合に限ります。</p>																																
用語	定義																																
	(略)																																
サイバー・情報漏えい事故	<p>次のものをいいます。</p> <p>(1) 記名被保険者の IT ユーザー行為（*7）または IT 業務（*8）の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれを除きます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </table> <p>(2) 記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報（*9）もしくは法人情報（*10）の漏えい（*11）またはそのおそれ</p>	①	他人の事業の休止または阻害	②	磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。	③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生																										
①	他人の事業の休止または阻害																																
②	磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。																																
③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生																																
特定感染症事故	<p>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*12）において、介護サービス利用者が<u>次のいずれかの感染症</u>を発症したことをいいます。ただし、<u>①に規定する感染症については、その発症について保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた</u>場合に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td><u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）</u></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>新型コロナウイルス感染症（*14）</u></td> </tr> </table>	①	<u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）</u>	②	<u>新型コロナウイルス感染症（*14）</u>																												
①	<u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*13）</u>																																
②	<u>新型コロナウイルス感染症（*14）</u>																																

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p>(※7) 事業活動のうち、次の行為をいいます。 ア. ネットワーク(※14)の所有、使用または管理 イ. ア.のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(※15)の提供(※16)</p> <p>(※8) 事業活動のうち、次の業務をいいます。ただし、ITユーザー行為(※7)を除きます。 ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務 イ. 情報処理サービス業務 ウ. 情報提供サービス業務 エ. ポータルサイト・サーバ運営業務 オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務 カ. インターネット利用サポート業務 キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 ク. その他ア. からキ. までに準ずる業務</p> <p>(※9) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(※17)により特定の個人を識別することができるもの(※18) イ. 個人識別符号(※19)が含まれるもの</p> <p>(※10) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。</p> <p>(※11) 個人情報(※9)が被害者(※20)以外の他者(※21)に知られたこと(※22)または法人情報(※10)が被害法人(※23)以外の他者(※21)に知られたこと(※22)をいいます。</p> <p>(※12) 訪問介護先の個人宅を除きます。</p> <p>(※13) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p>(※14) 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機</p>	<p>(略)</p> <p>(※7) 事業活動のうち、次の行為をいいます。 ア. ネットワーク(※15)の所有、使用または管理 イ. ア.のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(※16)の提供(※17)</p> <p>(※8) 事業活動のうち、次の業務をいいます。ただし、ITユーザー行為(※7)を除きます。 ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務 イ. 情報処理サービス業務 ウ. 情報提供サービス業務 エ. ポータルサイト・サーバ運営業務 オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務 カ. インターネット利用サポート業務 キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 ク. その他ア. からキ. までに準ずる業務</p> <p>(※9) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(※18)により特定の個人を識別することができるもの(※19) イ. 個人識別符号(※20)が含まれるもの</p> <p>(※10) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。</p> <p>(※11) 個人情報(※9)が被害者(※21)以外の他者(※22)に知られたこと(※23)または法人情報(※10)が被害法人(※24)以外の他者(※22)に知られたこと(※23)をいいます。</p> <p>(※12) 訪問介護先の個人宅を除きます。</p> <p>(※13) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p><u>(※14) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。</u></p> <p>(※15) 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機</p>

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後
<p>器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備（*24）を含みます。</p> <p>（*15）他人のために製造・販売したものを除きます。</p> <p>（*16）記名被保険者が所有、使用または管理するネットワーク（*14）で直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。</p> <p>（*17）文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号（*19）を除きます。</p> <p>（*18）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。</p> <p>（*19）次のものをいいます。</p> <p>ア．マイナンバー</p> <p>イ．運転免許証番号</p> <p>ウ．旅券番号</p> <p>エ．基礎年金番号</p> <p>オ．保険証番号</p> <p>カ．ア．からオ．までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号</p> <p>（*20）漏えい（*11）した個人情報（*9）によって識別される個人をいいます。</p> <p>（*21）次のア．からエ．までのいずれにも該当しない者をいいます。</p> <p>ア．保険契約者</p> <p>イ．被保険者</p> <p>ウ．ア．またはイ．の者によって個人情報（*9）の使用または管理を認められた事業者</p> <p>エ．ア．またはウ．の者の使用人</p> <p>（*22）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p> <p>（*23）漏えい（*11）した法人情報（*10）によって識別される法人をいいます。</p> <p>（*24）端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備（*25）を含みます。</p> <p>（*16）他人のために製造・販売したものを除きます。</p> <p>（*17）記名被保険者が所有、使用または管理するネットワーク（*15）で直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。</p> <p>（*18）文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号（*20）を除きます。</p> <p>（*19）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。</p> <p>（*20）次のものをいいます。</p> <p>ア．マイナンバー</p> <p>イ．運転免許証番号</p> <p>ウ．旅券番号</p> <p>エ．基礎年金番号</p> <p>オ．保険証番号</p> <p>カ．ア．からオ．までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号</p> <p>（*21）漏えい（*11）した個人情報（*9）によって識別される個人をいいます。</p> <p>（*22）次のア．からエ．までのいずれにも該当しない者をいいます。</p> <p>ア．保険契約者</p> <p>イ．被保険者</p> <p>ウ．ア．またはイ．の者によって個人情報（*9）の使用または管理を認められた事業者</p> <p>エ．ア．またはウ．の者の使用人</p> <p>（*23）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p> <p>（*24）漏えい（*11）した法人情報（*10）によって識別される法人をいいます。</p> <p>（*25）端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
第 11 条（業務固有補償④-介護業務）	第 11 条（業務固有補償④-介護業務）

超ビジネス保険（追加持約（賠償用））

改定前			改定後		
<p>記名被保険者の日本国内における介護業務による事故については、次の規定を適用します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した特定感染症事故（*2）およびサービス利用者搜索事故について、記名被保険者が事故ごとに次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。</p>			<p>記名被保険者の日本国内における介護業務による事故については、次の規定を適用します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した特定感染症事故（*2）およびサービス利用者搜索事故について、記名被保険者が事故ごとに次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。</p>		
事故	費用	内容	事故	費用	内容
特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延延または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*3）の消毒ならびにこれらに備え付けられている什じゅう器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。	特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延延または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*3）の消毒ならびにこれらに備え付けられている什じゅう器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。
	検査費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。		検査費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。
	予防費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをいいます。		予防費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをいいます。
	通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。		通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後												
(略)	(略)												
<p>(※ 2) <u>被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った</u>時をもって発生したものとみなします。</p> <p>(※ 3) 訪問介護先の個人宅を除きます。</p>	<p>(※ 2) <u>第 1 条（用語の定義）「特定感染症事故」に規定する介護サービス利用者の感染症の発症を記名被保険者が認識した</u>時をもって発生したものとみなします。</p> <p>(※ 3) 訪問介護先の個人宅を除きます。</p>												
(略)	(略)												
<p>第 14 条（支払限度額および免責金額）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 当社は、下表の事故につき、第 11 条（業務固有補償④-介護業務）（5）に規定する損害の額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事故の種類</th> <th style="text-align: center;">支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症事故</td> <td>1 事故かつ保険期間中につき 100 万円</td> </tr> <tr> <td>サービス利用者探索事故</td> <td>1 事故かつ保険期間中につき 100 万円。ただし、介護サービス利用者 1 名につき 20 万円を限度とします。なお、謝礼金については、1 名または 1 法人につき 5,000 円を限度とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1) および (2) の「事故の種類」に規定する事故（※ 2）について、同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時（※ 3）もしくは場所または被害者の数にかかわらず、事故の種類ごとに「1 回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時（※ 3）にすべての事故が発生したものとみなします（※ 3）。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(※ 2) 経済的事故を除きます。</p> <p>(※ 3) 特定感染症事故においては、<u>被保険者が保健所その他の行政機関に届出</u></p>	事故の種類	支払限度額	特定感染症事故	1 事故かつ保険期間中につき 100 万円	サービス利用者探索事故	1 事故かつ保険期間中につき 100 万円。ただし、介護サービス利用者 1 名につき 20 万円を限度とします。なお、謝礼金については、1 名または 1 法人につき 5,000 円を限度とします。	<p>第 14 条（支払限度額および免責金額）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 当社は、下表の事故につき、第 11 条（業務固有補償④-介護業務）（5）に規定する損害の額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事故の種類</th> <th style="text-align: center;">支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症事故</td> <td>1 事故かつ保険期間中につき 100 万円</td> </tr> <tr> <td>サービス利用者探索事故</td> <td>1 事故かつ保険期間中につき 100 万円。ただし、介護サービス利用者 1 名につき 20 万円を限度とします。なお、謝礼金については、1 名または 1 法人につき 5,000 円を限度とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1) および (2) の「事故の種類」に規定する事故（※ 2）について、同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時（※ 3）もしくは場所または被害者の数にかかわらず、事故の種類ごとに「1 回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時（※ 3）にすべての事故が発生したものとみなします（※ 3）。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(※ 2) 経済的事故を除きます。</p> <p>(※ 3) 特定感染症事故においては、<u>第 1 条（用語の定義）「特定感染症事故」に</u></p>	事故の種類	支払限度額	特定感染症事故	1 事故かつ保険期間中につき 100 万円	サービス利用者探索事故	1 事故かつ保険期間中につき 100 万円。ただし、介護サービス利用者 1 名につき 20 万円を限度とします。なお、謝礼金については、1 名または 1 法人につき 5,000 円を限度とします。
事故の種類	支払限度額												
特定感染症事故	1 事故かつ保険期間中につき 100 万円												
サービス利用者探索事故	1 事故かつ保険期間中につき 100 万円。ただし、介護サービス利用者 1 名につき 20 万円を限度とします。なお、謝礼金については、1 名または 1 法人につき 5,000 円を限度とします。												
事故の種類	支払限度額												
特定感染症事故	1 事故かつ保険期間中につき 100 万円												
サービス利用者探索事故	1 事故かつ保険期間中につき 100 万円。ただし、介護サービス利用者 1 名につき 20 万円を限度とします。なお、謝礼金については、1 名または 1 法人につき 5,000 円を限度とします。												

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後
<p data-bbox="125 161 976 188"><u>または報告等を行った</u>時をもって事故が発生したものとみなします。</p> <p data-bbox="577 276 627 303">(略)</p>	<p data-bbox="1160 161 2136 228"><u>規定する介護サービス利用者の感染症の発症を記名被保険者が認識した</u>時をもって事故が発生したものとみなします。</p> <p data-bbox="1612 276 1662 303">(略)</p>